$D_{令6}$ ＝ 0.00799

E_n　流域下水道の整備事業、公共下水道幹線管渠等整備事業及び農業集落排水施設の整備事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち更新事業に係るものの額に相当する額

F_{16} ＝ 0.008

F_{17} ＝ 0.011

G_n　流域下水道の整備事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち下水道事業債臨時措置分（復興交付金を受けて施行する公営企業復興事業に係る経費に係るものを除く。）の額に相当する額

H_{12} ＝ 0.050

H_{13} ＝ 0.044

H_{14} ＝ 0.039

H_{15} ＝ 0.047

H_{16} ＝ 0.041

H_{17} ＝ 0.055

H_{18} ＝ 0.053

H_{19} ＝ 0.053

H_{20} ＝ 0.05302

H_{21} ＝ 0.05106

H_{22} ＝ 0.05008

H_{23} ＝ 0.04923

H_{24} ＝ 0.04934

H_{25} ＝ 0.04983

H_{26} ＝ 0.05046

H_{27} ＝ 0.045

H_{28} ＝ 0.0459

H_{29} ＝ 0.0464

H_{30} ＝ 0.04564

$H_{令元}$ ＝ 0.04490

$H_{令2}$ ＝ 0.02449

$H_{令3}$ ＝ 0.02078

$H_{令4}$ ＝ 0.01005

$H_{令5}$ ＝ 0.01267

$H_{令6}$ ＝ 0.01816

E_n　流域下水道の整備事業、公共下水道幹線管渠等整備事業及び農業集落排水施設の整備事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち更新事業に係るものの額に相当する額

F_{16} ＝ 0.011

F_{17} ＝ 0.011

G_n　流域下水道の整備事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち下水道事業債臨時措置分（復興交付金を受けて施行する公営企業復興事業に係る経費に係るものを除く。）の額に相当する額

H_{12} ＝ 0.050

H_{13} ＝ 0.044

H_{14} ＝ 0.039

H_{15} ＝ 0.047

H_{16} ＝ 0.054

H_{17} ＝ 0.055

H_{18} ＝ 0.053

H_{19} ＝ 0.053

H_{20} ＝ 0.05305

H_{21} ＝ 0.05108

H_{22} ＝ 0.05011

H_{23} ＝ 0.04927

H_{24} ＝ 0.04945

H_{25} ＝ 0.04997

H_{26} ＝ 0.049

H_{27} ＝ 0.045

H_{28} ＝ 0.0460

H_{29} ＝ 0.0465

H_{30} ＝ 0.04571

$H_{令元}$ ＝ 0.02163

$H_{令2}$ ＝ 0.02453

$H_{令3}$ ＝ 0.00608

$H_{令4}$ ＝ 0.01005

$H_{令5}$ ＝ 0.01267